

志摩市人権施策基本方針(案)に関する意見募集(第2回)結果について

【意見募集の期間】

平成29年2月1日～平成29年2月20日(20日間)

※第2回目の意見募集のため、募集期間を30日未満とさせていただきます。

【計画案の公表方法】

市ホームページへの掲載、市役所本庁1階ロビー(情報コーナー)での閲覧、人権市民協働課窓口(市役所本庁1階3番窓口)での閲覧、各支所窓口での閲覧

【意見等の提出方法】

郵送、ファクシミリ、電子メール、人権市民協働課窓口への書面(所定様式)の持参、各支所への書面(所定様式)の持参

【募集結果】

意見等の件数 1件

意見の概要

「第4章基本方針の推進に向けて」の「1.人権行政の推進」に意見(変更と削除のお願い)

①1行目「行政の目的は、憲法の理念を地域で実現していくことにあります。」は「行政の目的は、公共の目的の実現にあります。」と変更。

理由:目的は最上位概念で、「憲法の理念の実現」がそれに当たらないから。また、行政には「公」という概念が必要不可欠だから。

②1行目から3行目「そしてそれは、教育権、福祉権、生命権、財産権、居住権、労働権など市民的諸権利とさまざまな市民的自由を確立していく行政の日常的業務の誠実な積み重ねによって達成されます。」は削除。

理由:目的達成の方法は、これだけではない。誤解を生じる表現だから。

意見に対する市の考え方

いただいたご意見をもとに、行政の目的に関する記述を見直しました。行政の目的に関する記述を削除し、人権行政の目的に関する記述とします。

(変更後)

人権行政の目的は、部落差別をはじめとする、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重の市の実現に寄与することにあります。

いのちと人権を守り、暮らしを高めるために、市民に対して正しい知識や情報を提供し、その内容や方法を「市民主体」として工夫することが求められていることから、すべての市職員が豊かな人権感覚を身につけ行動できるよう、実効性のある人権行政の推進に努める必要があります。

このような観点から、基本方針に基づき、人権尊重を基本に据えた市政を推進するため、庁内における関係部署の連携強化及び人権啓発推進リーダーのさらなる育成を図り、市職員が一体となった取り組みに努めます。